

市区町村別集計項目(推進体制等)

岡山県	
市区町村数	27

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)						
								有			無 現在の状況	有		無		女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)		計画名称	計画期間					
						19	23	27			27							
33	100	岡山市	女性が輝くまちづくり推進課	1	1	1	1	岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例	2001年6月27日	2001年10月1日		岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画(第5次さんかくプラン)	2022年4月	～	2027年3月	1	1	
33	202	倉敷市	男女共同参画課	1	1	0	1	倉敷市男女共同参画条例	2000年12月22日	2001年4月1日		第四次くらしきハーモニープラン(第四次倉敷市男女共同参画基本計画)	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
33	203	津山市	人権啓発課	1	1	1	1	津山市男女共同参画まちづくり条例	2002年3月22日	2002年10月1日		第4次津山男女共同参画さんさんプラン	2018年4月1日	～	2023年3月31日	1	1	
33	204	玉野市	総務課	1	1	1	1	玉野市男女共同参画推進条例	2002年3月29日	2002年4月1日		第5次たまの男女共同参画プラン	2022年4月	～	2027年3月	1	1	
33	205	笠岡市	人権推進課	1	2	1	1	笠岡市男女共同参画推進条例	2003年7月1日	2003年7月1日		第4次かさおかウイズプラン	2018年4月	～	2023年3月	1	1	
33	207	井原市	市民活動推進課	1	2	1	1	井原市男女共同参画のまちづくり条例	2003年3月18日	2003年10月1日		第4次いばら男女共同参画プラン	2021年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
33	208	総社市	人権・まちづくり課	1	2	1	1	総社市男女共同参画推進条例	2005年3月22日	2005年3月22日		第5次総社市男女共同参画プラン	2022年4月	～	2027年3月	1	1	
33	209	高梁市	市民生活部市民課	1	2	1	1	高梁市男女共同参画推進条例	2005年3月28日	2005年4月1日		第3次高梁市男女共同参画基本計画	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
33	210	新見市	総合政策課	1	2	1	1	新見市男女共同参画まちづくり条例	2005年3月31日	2005年3月31日		第4次にいみ男女共同参画プラン	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
33	211	備前市	市民協働課	1	2	1	1	備前市男女共同参画まちづくり条例	2005年3月22日	2005年3月22日		第4次備前市男女共同参画基本計画	2022年4月	～	2027年3月	1	1	
33	212	瀬戸内市	市民課人権啓発室	1	2	1	1	瀬戸内市男女共同参画推進条例	2005年7月1日	2005年7月1日		第3次瀬戸内市男女共同参画基本計画	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
33	213	赤磐市	協働推進課	1	2	1	1	赤磐市男女共同参画推進条例	2008年3月27日	2008年4月1日		第4次赤磐市男女共同参画基本計画	2022年4月	～	2027年3月	1	1	
33	214	真庭市	くらし安全課	1	2	1	1	真庭市男女共同参画推進条例	2005年12月26日	2005年12月26日		あいプランまにわ(第4次真庭市男女共同参画基本計画)	2021年4月	～	2026年3月	1	1	
33	215	美作市	市民課	1	2	1	1	美作市男女共同参画まちづくり促進に関する条例	2005年3月31日	2005年3月31日		第3次美作市男女共同参画プラン	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
33	216	浅口市	地域創造課	1	2	1	1	浅口市男女共同参画推進条例	2008年3月25日	2008年4月1日		第3次浅口市男女共同参画基本計画	2019年4月	～	2024年3月	1	1	
33	346	和気町	社会教育課	2	2	0	1	和気町男女共同参画まちづくり推進に関する条例	2007年12月17日	2007年12月17日		和気町男女共同参画プラン(第2期)	2021年4月	～	2030年3月	1	1	
33	423	早島町	まちづくり企画課	1	2	0	0	早島町男女共同参画推進条例	2017年3月17日	2017年4月1日		第3次早島町男女共同参画基本計画	2017年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
33	445	里庄町	企画商工課	1	2	1	1	里庄町男女共同参画推進条例	2012年3月14日	2012年4月1日		第3次里庄町男女共同参画基本計画	2018年4月	～	2023年3月	1	1	
33	461	矢掛町	企画財政課	1	2	0	1	矢掛町男女共同参画推進条例	2017年4月1日	2017年4月1日		第2次矢掛町男女共同参画プラン	2017年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
33	586	新庄村	住民福祉課	1	2	0	0	新庄村男女共同参画の推進条例	2002年9月26日	2003年4月1日		第4次新庄村男女共同参画基本計画	2022年4月1日	～	2026年3月31日	0	1	
33	606	鏡野町	まちづくり課	1	2	0	1	鏡野町男女共同参画推進条例	2019年3月29日	2019年3月29日		第2次鏡野町男女共同参画基本計画	2019年4月	～	2024年3月	1	1	
33	622	勝央町	教育振興部	2	2	1	1	勝央町男女共同参画推進条例	2010年6月25日	2010年7月1日		第2次勝央町男女共同参画推進基本計画	2022年4月	～	2027年3月	1	1	
33	623	奈義町	総務課	1	2	0	0	奈義町男女共同参画推進条例	2009年12月8日	2009年12月8日		第3次なぎういずぶらん	2021年4月	～	2026年3月	1	1	
33	643	西粟倉村	総務企画課	1	2	0	0	西粟倉村男女共同参画推進条例	2007年3月20日	2007年4月1日		(第6次西粟倉村総合振興計画)	2022年4月	～	2032年3月	0	0	
33	663	久米南町	総務企画課	1	2	1	1	久米南町男女共同参画社会推進条例	2010年9月30日	2010年10月1日		第3次くめなん男女共同参画社会推進プラン	2022年4月	～	2027年3月	1	1	
33	666	美咲町	地域みらい課	1	2	1	1	美咲町男女共同参画まちづくり条例	2005年3月22日	2005年3月22日		第4次美咲町男女共同参画基本計画	2022年4月	～	2026年3月	1	1	
33	681	吉備中央町	協働推進課	1	2	1	1	吉備中央町男女共同参画推進条例	2007年3月30日	2007年4月1日		第3次吉備中央町男女共同参画基本計画	2018年4月	～	2023年3月	0	1	

<選択肢回答>

所属 1 首長部局 2 教育委員会	庁内連絡会議 1 有 0 無	男女共同参画に関する条例 現在の状況 1 2023年3月末までの制定を目的に検討中 2 2022年度以降の制定を目的に検討中 3 その他 0 検討していない	男女共同参画に関する計画 女性活躍推進法の推進計画との関係 1 一体 0 一体でない 計画の策定方法 1 単独計画として策定 0 総合計画の一部として策定	現在の状況 1 策定予定有 0 策定予定無
事務所掌 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課 2 1ではない	諮問機関 1 有 0 無			

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営		
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			6						0	6	6	0	0	6	0	0	
33	100	岡山市	岡山市男女共同参画社会推進センター	さんかく岡山	700-0822	岡山県岡山市北区表町三丁目14-1-201	086-803-3355	086-803-3344	https://www.city.okayama.jp/soshiki/23-1-1-0-0_29.html		○	○			○		
33	202	倉敷市	倉敷市男女共同参画推進センター	ウィズアップくらしき	710-0055	倉敷市阿知1丁目7番1-603号	086-435-5750	086-435-5755	https://www.city.kurashiki.okayama.jp/danjiyo/withup/		○	○			○		
33	203	津山市	津山男女共同参画センター「さん・さん」	さん・さん	708-8520	岡山県津山市新魚町17番地 アルネ・津山5階	0868-31-2533	0868-31-2534	https://www.city.tsuyama.lg.jp/life/index2.php?id=2051		○	○			○		
33	204	玉野市	玉野市男女共同参画推進センター		706-0013	玉野市奥玉1丁目18番5号	0863-33-7867	0863-33-7868	https://www.city.tamano.lg.jp/soshiki/5/1318.html		○	○			○		
33	205	笠岡市	笠岡市男女共同参画推進センター	てらすセンター	714-0081	笠岡市笠岡1872番地19 笠岡市役所分庁第4 2階	0865-62-5769	0865-62-5767	https://www.city.kasaoka.okayama.jp/soshiki/17/2933.html		○	○			○		
33	207	井原市															
33	208	総社市															
33	209	高梁市															
33	210	新見市	新見市男女共同参画プラザ		718-0011	岡山県新見市新見823番地1	0867-72-6159	0867-72-6181	https://www.city.niimi.okayama.jp/gyosei/gyosei_detail/index/233.html		○	○			○		
33	211	備前市															
33	212	瀬戸内市															
33	213	赤磐市															
33	214	真庭市															
33	215	美作市															
33	216	浅口市															
33	346	和気町															
33	423	早島町															
33	445	里庄町															
33	461	矢掛町															
33	586	新庄村															
33	606	鏡野町															
33	622	勝央町															
33	623	奈義町															
33	643	西粟倉村															
33	663	久米南町															
33	666	美咲町															

男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	所在地等					施設形態		管理・運営主体								
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営			
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他	
33	681	吉備中央町																

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

岡山県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2022年4月1日現在で開設済の施設)														
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業									
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
6						4	5	6	6	1	5	2	0	1			
33	100	岡山市	岡山市男女共同参画社会推進センター	2000年4月8日	3	5	13,412	○	○	○	○	○	○			託児ボランティア会による託児室運営	
33	202	倉敷市	倉敷市男女共同参画推進センター	1997年4月1日	1	4	25,794		○	○	○		○				
33	203	津山市	津山男女共同参画センター「さん・さん」	1999年4月2日	3	2	6,847	○	○	○	○		○		○		
33	204	玉野市	玉野市男女共同参画推進センター	2002年4月1日	0	2	1,258	○	○	○	○		○				
33	205	笠岡市	笠岡市男女共同参画推進センター	2001年4月1日	1	0	5,180	○	○	○	○		○				
33	207	井原市			0	0	0										
33	208	総社市			0	0	0										
33	209	高梁市			0	0	0										
33	210	新見市	新見市男女共同参画プラザ	2005年3月31日	0	1	14			○	○					男女共同参画を推進する市民団体との交流・支援	
33	211	備前市			0	0	0										
33	212	瀬戸内市			0	0	0										
33	213	赤磐市			0	0	0										
33	214	真庭市			0	0	0										
33	215	美作市			0	0	0										
33	216	浅口市			0	0	0										
33	346	和気町			0	0	0										
33	423	早島町			0	0	0										
33	445	里庄町			0	0	0										
33	461	矢掛町			0	0	0										
33	586	新庄村			0	0	0										
33	606	鏡野町			0	0	0										
33	622	勝央町			0	0	0										
33	623	奈義町			0	0	0										
33	643	西粟倉村			0	0	0										
33	663	久米南町			0	0	0										

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2022年4月1日現在で開設済の施設）															
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業										
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他	
33	666	美咲町			0	0	0											
33	681	吉備中央町			0	0	0											

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性市区長率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性副市区長率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性町村長率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性副町村長率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性自治会長率(%)
			4			15	1	6.7	18	0	0.0	12	0	0.0	12	0	0.0	7,902	845	10.7
33	100	岡山市				1	0	0.0	2	0	0.0							1710	138	8.1
33	202	倉敷市	2000年10月21日	倉敷市男女共同参画都市宣言	1	1	100.0	2	0	0.0								50	3	6.0
33	203	津山市				1	0	0.0	2	0	0.0							364	11	3.0
33	204	玉野市	2002年9月20日	玉野市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							25	0	0.0
33	205	笠岡市				1	0	0.0	1	0	0.0							983	311	31.6
33	207	井原市				1	0	0.0	1	0	0.0							104	0	0.0
33	208	総社市	2006年3月24日	総社市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							398	31	7.8
33	209	高梁市				1	0	0.0	1	0	0.0							690	76	11.0
33	210	新見市				1	0	0.0	1	0	0.0							838	112	13.4
33	211	備前市				1	0	0.0	1	0	0.0							187	9	4.8
33	212	瀬戸内市				1	0	0.0	1	0	0.0							336		
33	213	赤磐市				1	0	0.0	1	0	0.0							132	3	2.3
33	214	真庭市	2005年12月26日	真庭市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							843	61	7.2
33	215	美作市				1	0	0.0	1	0	0.0							211	3	1.4
33	216	浅口市				1	0	0.0	1	0	0.0							492	72	14.6
33	346	和気町										1	0	0.0	1	0	0.0	52	0	0.0
33	423	早島町										1	0	0.0	1	0	0.0	28	2	7.1
33	445	里庄町										1	0	0.0	1	0	0.0	37	2	5.4
33	461	矢掛町										1	0	0.0	1	0	0.0	60	5	8.3
33	586	新庄村										1	0	0.0	1	0	0.0	25	3	12.0
33	606	鏡野町										1	0	0.0	1	0	0.0	93	1	1.1
33	622	勝央町										1	0	0.0	1	0	0.0	28	0	0.0
33	623	奈義町										1	0	0.0	1	0	0.0	19	0	0.0
33	643	西粟倉村										1	0	0.0	1	0	0.0	12	0	0.0
33	663	久米南町										1	0	0.0	1	0	0.0	33	0	0.0
33	666	美咲町										1	0	0.0	1	0	0.0	81	0	0.0
33	681	吉備中央町										1	0	0.0	1	0	0.0	71	2	2.8

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

岡山県

都道府県	市区町村	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲				地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)
	岡山市							3	2	75	5	6.7	0	0	0	0								
	倉敷市							0	0	0	0		0	0	0	0								
	津山市							0	0	0	0		0	0	0	0								
	玉野市							0	0	0	0		0	0	0	0								
	笠岡市							0	0	0	0		0	0	0	0								
	井原市							0	0	0	0		0	0	0	0								
	総社市							0	0	0	0		0	0	0	0								
	高梁市							0	0	0	0		0	0	0	0								
	新見市							0	0	0	0		0	0	0	0								
	備前市							0	0	0	0		0	0	0	0								
	瀬戸内市							0	0	0	0		0	0	0	0								
	赤磐市							0	0	0	0		0	0	0	0								
	真庭市							0	0	0	0		0	0	0	0								
	美作市							0	0	0	0		0	0	0	0								
	浅口市							0	0	0	0		0	0	0	0								
	和气町							0	0	0	0		0	0	0	0								
	早島町							0	0	0	0		0	0	0	0								
	里庄町							0	0	0	0		0	0	0	0								
	矢掛町							0	0	0	0		0	0	0	0								
	新庄村							0	0	0	0		0	0	0	0								
	鏡野町							0	0	0	0		0	0	0	0								
	勝央町							1	0	55	0	0.0	0	0	0	0								
	奈義町							0	0	0	0		0	0	0	0								
	西粟倉村							0	0	0	0		0	0	0	0								
	久米南町							0	0	0	0		0	0	0	0								
	美咲町							2	2	20	5	25.0	0	0	0	0								
	吉備中央町							0	0	0	0		0	0	0	0								

都 道 府 県 市 町 村 コ コ ロ ド	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
			問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休含 む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、 取得することが可能な 休業期間は、次の うちどれか。	問3 問1で1.を選択した場 合、出産に際して産 前産後期間の明記はあ るか。	問4 問1で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を 記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休 暇の報酬について減額 の規定はあるか。	問6 問1で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を 記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立 の観点からの欠席事由に ついて、以下の事由につ いて1~4のいずれか一つ に○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はない が、運用上も認めてい る 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、 過去に事例がない							
			議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも短 い。 2. 労働基準法65条の 産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも長 い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期 間を明記した規 定がある。 2. 産前産後期 間を明記した規 定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者 の出産	育児	家族 の看護	家族 の介護	疾病	その他		
33-208	総社市	2	岡山県総社市議会	1	2	1	総社市議会会議規則 (欠席の届出)第2条第2項	1							総社市議会議員の議員報酬等の特別に関する条例 (議員報酬の減額)第3条	
33-209	高梁市	2	高梁市議会	1	2	1	高梁市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠 の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの 範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出すること ができる。	2								
33-210	新見市	2	新見市議会	1	2	1	新見市議会会議規則 第1章 会議 第1節 総則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを 得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議 長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合に あっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内にお いて、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第2章 委員会 第1節 総則 第2条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを 得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに委 員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合に あっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内にお いて、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2								
33-211	備前市	1	岡山県備前市議会	1	3	1	備前市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠 の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲 内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することがで きる。	2								
33-212	瀬戸内市	2	瀬戸内市議会	1	2	1	瀬戸内市議会会議規則 第2条 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多 胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日ま での範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出す ることができる。	2								

都 市 区 道 府 町 村 名	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
		問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7											
		議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合は、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない											
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	上記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の規定がある。 2. 労働基準法65条の規定がなく、運用上も認めていない。 3. 労働基準法65条の規定がなく、過去に事例がない。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産 育児 家族の 看護 家族の 介護 疾病 その他												
33 461 矢掛町	1	矢掛町病院企業職員の旧姓等使用取扱いに関する内規 (備考) 第1条 この要綱は、矢掛町病院企業職員(以下「職員」という。)が、婚姻、妻子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の戸籍上の氏を、外籍籍の職員が住民票の遷移時に記載している通称等をそれぞれ文書等に使用することに関する必要な事項を定めるものとする。 (旧姓等使用の範囲) 第2条 職員は、法令に違反しない範囲内及び任命権者が職務遂行上又は事務処理上必要と認める範囲内において認められる文書等(以下「旧姓等」)において、旧姓等の使用をすることができる。その具体例は別表に定める。 (旧姓等使用者の責務) 第3条 旧姓等を使用する職員は、旧姓等を使用するに当たり、当該患者及び他の職員に混乱を生じさせてはならない。 (旧姓等使用範囲) 第4条 職員は、旧姓等の使用の承認を受けようとするときは、旧姓等使用届(様式第1号)を所属長を経て事務長に提出しなければならない。 (旧姓等使用の中止) 第5条 旧姓等使用届を提出して旧姓等を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓等使用中止届(様式第2号)を所属長を経て事務長に提出しなければならない。 第6条に規定する責務を旧姓等使用者が果たさないときは、事務長は旧姓等の使用を中止させることができる。 (所属長の責務) 第7条 所属長は、所属職員の旧姓等の使用に適切に運用が図られるように努めなければならない。 (その他) 第8条 この内規に定めるもののほか、旧姓等の使用に関する必要な事項は、事務長が定める。	矢掛町議会	1	2	1	2	矢掛町議会会議規則 第2条第2項 議員前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	1	1	1	1	4					
33 586 新庄村	4		新庄村議会	4					4	4	4	4	4	4					
33 606 鏡野町	4		鏡野町議会	1	2	1		鏡野町議会会議規則 第1章第2条第2項	2					4	1	1	1	1	4
33 622 勝央町	1	勝央町職員旧姓使用取扱要綱 (備考) 第1条 この要綱は、勝央町職員(臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、妻子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関する必要な事項を定めるものとする。	勝央町議会	1	4	2			2					4	4	4	4	1	1
33 623 奈義町	1	奈義町職員旧姓使用取扱要綱 (使用範囲) 第2条 職員は別表に掲げる事項において、法律等の規定に反するおそれのない、職務遂行上または事務処理上善い実効を生じないもの限り、旧姓を使用することができる。	奈義町議会	1	2	1		奈義町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
33 643 西条農村	2		西条農村議会	4										4	4	4	4	4	4
33 663 久米南町	4		久米南町議会	1	2	1		久米南町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 (第1項省略) 3. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1

都 道 府 県 市 町 村 コ コ ロ ド	市 区 町	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7								
			議員の出席を欠席事由として明記した規定(産休含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、産前に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない								
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
33	066	美咲町	1	1	3	1	2				1	1	1	1	1	1	
		美咲町職員旧姓使用取扱規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、互いの個性が尊重され、能力を委嘱しやすい職場環境を整備するため、議員が妊娠、産前産後その他の事由(以下「妊娠等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、妊娠等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關し必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この訓令は、美咲町に勤務する地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員に適用する。ただし、課長級以上の職員を除く。 (使用及び範囲) 第3条 町長は、別表に掲げる文書等に記載された職員の氏名について、当該職員から旧姓使用の申請があったときは、旧姓の使用を認めるものとする。 (使用手続及び承認の通知) 第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用申請書(様式第1号)により、町長の承認を受けなければならない。 2 前項の旧姓使用申請書は、所属長を経て人事担当課長に提出するものとする。 3 町長が旧姓使用を承認したときは、人事担当課長は、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。 (使用の中止) 第5条 旧姓を使用している職員がその使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を、所属長を経て人事担当課長に提出するものとする。 (責務) 第6条 所属長は、所属職員の旧姓使用に關し、適切な運用が図られるよう務めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、町民、他の職員等に誤解や混乱を生じさせないように務めなければならない。 (その他) 第7条 この訓令に定めるもののほか、旧姓を文書等に使用することに關し必要な事項は、町長が別に定める。 附 則 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。	美咲町議会	1	3	1	2				1	1	1	1	1	1	
33	081	吉備中央町	4	1	2	1	2				1	1	1	1	1	1	
		吉備中央町職員旧姓使用取扱規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、互いの個性が尊重され、能力を委嘱しやすい職場環境を整備するため、議員が妊娠、産前産後その他の事由(以下「妊娠等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、妊娠等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關し必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この訓令は、吉備中央町に勤務する地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員に適用する。ただし、課長級以上の職員を除く。 (使用及び範囲) 第3条 町長は、別表に掲げる文書等に記載された職員の氏名について、当該職員から旧姓使用の申請があったときは、旧姓の使用を認めるものとする。 (使用手続及び承認の通知) 第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用申請書(様式第1号)により、町長の承認を受けなければならない。 2 前項の旧姓使用申請書は、所属長を経て人事担当課長に提出するものとする。 3 町長が旧姓使用を承認したときは、人事担当課長は、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。 (使用の中止) 第5条 旧姓を使用している職員がその使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を、所属長を経て人事担当課長に提出するものとする。 (責務) 第6条 所属長は、所属職員の旧姓使用に關し、適切な運用が図られるよう務めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、町民、他の職員等に誤解や混乱を生じさせないように務めなければならない。 (その他) 第7条 この訓令に定めるもののほか、旧姓を文書等に使用することに關し必要な事項は、町長が別に定める。 附 則 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。	吉備中央町議会	1	2	1	2				1	1	1	1	1	1	

